秩父みどりが丘工業団地地区センター公衆無線ＬＡＮ利用規約

（目的）

第１条 「秩父みどりが丘工業団地地区センター公衆無線ＬＡＮ利用規約」（以下「本規約」とする。）は、秩父市みどりが丘工業団地地区センター（以下「地区センター」とする。）で提供する公衆無線ＬＡＮによるインターネット接続サービス（以下「本サービス」とする。）の利用について必要な事項を定めるものとし、本サービスを利用した者は、本規約に同意したものとする。

（利用場所）

第２条　本サービスが利用可能な場所は、地区センターの施設内とする。ただし、施設の管理上必要なものについてはこの限りではない。

（利用時間）

第３条　本サービスの利用時間は、施設の開館時間に準じる。ただし、イベント等の運営上必要なものについてはこの限りではない。

（利用料金）

第４条　本サービスの利用料金は、無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、当該利用者がその費用を負担する。

（機器の準備）

第５条　本サービスを利用するための通信機器は、利用者が準備しなければならない。

（接続設定）

第６条　本サービスの利用に際して必要となるセキュリティ対策、有害サイトへのアクセス制限その他の接続設定は、利用者が自ら行うものとする。

（禁止事項）

第７条　本サービスを利用しての次に掲げる行為を禁止する。

⑴　ユーザＩＤ及びパスワードの不正使用等の犯罪的行為
⑵　公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為
⑶　公共の福祉を阻害するおそれがあると認められる行為
⑷　物品の販売及び宣伝、保険の勧誘その他これに類する行為
⑸　前各号に掲げられるもののほか、センター管理上支障があると認められる行為

２　利用者が禁止事項を行うことによって生じた損害について、当該利用者の責任と費用負担で解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

（利用履歴の記録及び利用）

第８条　施設管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用履歴を取得することができるものとする。

⑴　本サービスの利用状況の調査
⑵　本サービス内容の見直しや改善等を図るために、統計データとして利用する場合
⑶　その他本サービスの管理上、特に必要があると認める場合

２　施設管理者は、取得した情報を、本サービスの利用状況調査や内容の充実、障害解析、行政機関等からの調査・捜査に関する協力要請への対応等に利用できるものとする。

（利用の中止）

第９条　利用者が本規約に違反した場合又は施設管理上、施設管理者が必要と認める措置に従わない場合は、利用を中止させることができるものとする。

（本規約の変更）

第１０条　市は本サービスに関して、利用者に予告することなく利用方法の変更、中止又は廃止をすることができるものとする。

（免責）

第１１条　本サービスの利用又は本サービスの利用中止及び中断によって生じたあらゆる損害について、施設管理者は一切責任を負わないものとする。

２　本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、施設管理者は一切の責任を負わないものとする。

附　則

この規約は、令和８年１０月１日から施行する。